

広島県選挙管理委員会告示第六号

公職選挙法による選挙運動等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年二月二十五日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

公職選挙法による選挙運動等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法による選挙運動等に関する規程（昭和三十四年広島県選挙管理委員会告示第十二号）の一部を次のように改正する。

第五十九条の四中「当該検印票に政党その他の政治団体の名称、推薦演説会を開催する施設の名称及びその所在地、開催年月日並びに検印に関する責任者の氏名を記入するとともに当該責任者の印をおし、」を「当該検印票を」に改める。

第六十四条中「この場合においては、検印票に当該政党その他の政治団体の名称並びに検印に関する責任者の氏名を記入するとともに当該責任者の印を押さなければならない。」を削る。

別記第一号様式その一中「平成」及び「印」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

3 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第一号様式その二中「平成」及び「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 公職の候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第一号様式その三中「平成」及び「印」を削り、同様式に備考2の次に次のように加える。
3 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第一号様式その四中「平成」及び「印」を削り、同様式に備考2の次に次のように加える。

備考 公職の候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者又は推

薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二号様式及び別記第三号様式中「平成」及び「印」を削る。

別記第四号様式中「平成」を削り、同様式備考二中「平成」を削る。

別記第五号様式中「平成」を削り、同様式備考二中「平成」を削る。

別記第五号様式の二中「平成」を削り、同様式備考三中「平成」を削る。

別記第五号様式の三中「平成」及び「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第六号様式の一の備考五中「平成」を削る。

別記第六号様式の二の備考三中「平成」を削る。

別記第六号様式の二の一中「平成」及び「印」を削り、同様式備考を次のように加える。

備考 1 代表者は、広島県を単位とする支部の代表者をもって代えることができる。

2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第六号様式の二の二中「平成」及び「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 公職の候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第六号様式の三の備考五中「平成」を削る。

別記第六号様式の五中「平成」を削り、「代表者氏 名 印」を「代表者氏 名」に、「受検責任者 氏 名 印」を「受検責任者 氏

名」に改め、同様式備考二の次に次のように加える。

三 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第七号様式中「平成」を削る。

別記第十九号様式中「平成」及び「印」を削り、同様式備考三の次に次のように加える。

4 公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提

示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二十一号様式その一及びその二中「平成」を削り、「同様式備考四中「平成」を削る。」

別記第二十二号様式中「平成」を削る。

別記第二十四号様式中「平成」を削る。同様式備考二中「平成」を削る。

別記第二十六号様式中「平成」を削る。同様式備考三中「平成」を削る。

別記第二十七号様式中「平成」及び「印」を削る。同様式に懸念をいつた次のように定める。備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二十七号の二様式中

候補者氏名	印	
連絡場所	(電話)	担当者

を削る。

別記第二十八号様式中「平成」及び「印」を削る。同様式に懸念をいつた次のように定める。備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人

候補者氏名		担当者
連絡場所	(電話)	

を削る。同様式備考二中「候補者の届出印の欄及び」を削る。同様式に次のように定める。

5 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二十八号様式中「平成」及び「印」を削る。同様式に懸念をいつた次のように定める。備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二十九号様式中「平成」及び「印」を削る。同様式備考及び次のように定める。

- 備考 1 この申請書を入れた封皮には、その表面左側に選挙公報と朱書すること。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認

書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第三十号様式その一からその五までの様式中
平成 を削る。

別記第三十一号の三様式その一中「平成」を削る。

別記第三十一号の三様式その二中
平成 を削る。

別記第三十二号様式から別記第三十三号様式までの様式中「平成」及び「印」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考 1 代表者は、広島県を単位とする支部の代表者をもって代えることができる。

2 公職の候補者、推薦届出者又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者、推薦届出者又は政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第三十三号の二様式中「平成」を削る。

別記第三十三号の四様式中「検印責任者(氏名)印」を「検印責任者(氏名)」に改め、「平成」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考

一 この検印票では、合計五百枚までしか検印できない。

二 検印責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、検印責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第三十三号の五様式中「平成」及び「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第三十四号様式中「平成」を削る。

別記第三十四号の二様式中「平成」及び「印」を削り、同様に備考として次のように加える。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示

又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第三十五号様式中「平成」を削る。
「

別記第三十五号の二様式中 平成 を削り、同様式備考五中「平成」を削る。
」

別記第三十六号様式中「検印責任者(氏 名)印」を「検印責任者(氏名)」に改め、「平成」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

3 検印責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、検印責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第三十六号の二様式中「平成」を削る。

別記第三十七号様式中「平成」及び「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。